

ご存知ですか？

「障害者自立支援法」のこと

障害者自立支援法は2006年4月に施行されました。今年は、三年目の見直し時期にあたります。この法律の施行によって自己負担の導入、介護サービスの抑制、作業所・授産所ばなれ等、さまざまな問題が引き起こりました。障害者とその家族・介護労働者・施設関係者・有識者らが注視するなか、この法律の存在意義があらためて問われています。地域で安心して暮らせることを目的とした法律ですが、それは実現されてきたのでしょうか？

国・政府のねらいと大きくかけ離れた結果

改正のポイント	改正後の状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害種別（身体・知的・精神）関係なく、サービスを一元化し利用できるようにする ● サービスを利用する人の負担と、国・市町村の責任ある費用負担によって財源を確保し、必要なサービスを充実させ、提供していく ● 就労支援を抜本的に強化 ● サービス決定の仕組みを透明化、明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の要介護項目をベースに障害特性を79項目追加。調査が画一化し障害特性がより不明確に。 ● 本人の所得に関係なく一律に負担する仕組みに（応益負担）。国庫負担に基準を設けて国の財政負担を縮小し、自治体の福祉財政がひっ迫する事態。自治体間でサービス格差が拡大することに。 ● 目標12万に対し、3万3千人しか就労継続できず。 ● 画一的な判定に重点がおかれ、判定結果は本人の希望する生活プランと乖離することも。

自立支援法の前、障害者福祉サービスは支援費制度でした。例えば、食事・トイレ・入浴・外出等生きるために必要な行為にお金が必要でした。通所施設で一般就労を指さそうと訓練しながら働くということもそうです。さらに、施設入所の人は施設利用料、いわゆるホテルコストと呼ばれる食費・光熱費・人件費、人材不足が進んでいます。

3万円の負担増となり、自己負担増によって、福祉施設の収入は激減しました。障害者が施設を利用した分だけしか収入が入らないため、施設の収入は前年比10%から40%減っています。福祉労働者に対する賃金の抑制が進み、深刻な

見直しが注目される項目を挙げてみると…

自立支援法が成立するときから懸念されてきたことがありました。所得がない。働き口がない。住むところによってサービス格差が広がる。いずれにしても、こうした問題はここ何年間かの障害者福祉が取り組んできた、取り組もうとしていた課題となんら変わるところがないと言えます。

障害者福祉の問題は、いまこの国が推し進める社会保障費を含む歳出の削減を徹底してやっていく方向に沿ったものではないでしょうか。医療・介護・年金等の社会保障費は自然増分だけで毎年増えますが、小泉内閣は02年(当初は3千億)から段階的に削減し、7年間で1兆6200億にも上る大幅削減で医療難民、介護難民を生み出したのです。そういった事態は、生活保護の申請拒否、介護保険の実費負担、非正規雇用の劣悪な労働実態など、これら社会問題とされる事態に繋がることとして記憶に新しく残っています。

私たちは、この法律が障害者の自立を支援することのない、部類の悪法であることを繰り返し訴えてきました。応益負担は、人が生きるために必要な行為に負担を強いるものですが、導入の過程では「障害者も人としての権利に見合う義務を果たせ」という極論まで噴出しています。しかし、社会保障費削減の大合唱をもとに行われた改正を考えると、応益負担とは仕組まれた痛み分けに過ぎないのであり、多くの人にとってよくない福祉が築かれただけに過ぎません。

今後どのように改正されていくかを注視し、改悪反対のために活動していきます。

サービスの支給と対象者について	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスを受けられる対象は障害者手帳を持っていない、いわゆる発達障害、高次脳機能障害、難病等についても認めること。画一的な判定基準によらず本人のニーズに応じた給付にすること
応益負担と国庫負担基準について	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽減措置(8分の1)ではなく自己負担原則の撤廃。国・政府は国庫負担基準の上限をやめ、かかった費用の2分の1を支弁すること。
就労支援について	<ul style="list-style-type: none"> ● 授産施設や小規模作業所での工賃(06年12222円、07年12600円3%増)の実態を受け止め、所得補償制度を強化すること。通勤介助を個別給付とすること。
サービスの決定について	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での安心ある生活支援を徹底する具体策を明確にし、社会的入院を余儀なくされた人たちの住まいの確保をすること。但し本人の意思に反しGH・CHを薦めないこと。地域で暮らす知的・精神障害者がすべて居宅サービスを使える仕組みにすること。サービス状況の見直しは、障害の進行・生活実態・ニーズにより柔軟に対応すること。

自立生活センターアークスペクトラム

615-0022 京都市右京区西院平町6 三喜ビル1階

Tel・Fax : 075-874-7356 Mail : cil_arcsp@rg7.so-net.ne.jp

URL : http://2nd.geocities.jp/cil_arc_sp